

(法第十七条の十四第四項第五号に掲げる事項に関する同意)
第十七条 認定市町村は、法第十七条の十四第十一項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

- 一 四 (略)
- 五 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
- イ・ロ (略)

ハ 当該事業所の種別（病院若しくは指定介護予防サービス等基準第一百七十七条第一項の規定の適用を受ける診療所若しくは同条第二項の規定の適用を受ける診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の別をいう）

- 二 五 (略)
- 六 十 (略)

(法第十七条の十四第四項第六号に掲げる事項に関する記載)

第十八条 認定市町村は、法第十七条の十四第十四項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第六号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

- 一 (略)
- 二 法第十七条の十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項
- イ 又 (略)
- ル 指定地域密着型介護予防サービス基準第五十九条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要

ヨ 三 (略)

(法第十七条の十四第四項第七号に掲げる事項に関する記載)

第十九条 認定市町村は、法第十七条の十四第十五項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第十五条の四十五の五第二項の規定により同法第十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

- 一 十二 (略)

(法第十七条の十四第四項第八号に掲げる事項に関する同意)

第二十条 認定市町村は、法第十七条の十四第十六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

- 一 四 (略)

(認定市町村が指定都市等である場合等の読替え)

第二十六条 認定市町村が指定都市又は中核市である場合における第十三条及び第十七条の規定の適用については、第十三条及び第十七条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、第十三条本文中「法第十七条の十四第六項」とあるのは「法第十七条の二十五第一項の規定により読み替えられた法第十七条の十四第六項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第三号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に

(法第十七条の十四第四項第五号に掲げる事項に関する同意)
第十七条 認定市町村は、法第十七条の十四第九項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

- 一 四 (略)
- 五 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
- イ・ロ (略)

ハ 当該事業所の種別（病院若しくは指定介護予防サービス等基準第一百七十七条第一項の規定の適用を受ける診療所若しくは同条第二項の規定の適用を受ける診療所又は介護老人保健施設の別をいう）

- 二 五 (略)
- 六 十 (略)

(法第十七条の十四第四項第六号に掲げる事項に関する記載)

第十八条 認定市町村は、法第十七条の十四第十項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第六号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

- 一 (略)
- 二 法第十七条の十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項
- イ 又 (略)
- ル 指定地域密着型介護予防サービス基準第五十九条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要

ヨ 三 (略)

(法第十七条の十四第四項第七号に掲げる事項に関する記載)

第十九条 認定市町村は、法第十七条の十四第十一項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第十五条の四十五の五第二項の規定により同法第十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

- 一 十二 (略)

(法第十七条の十四第四項第八号に掲げる事項に関する同意)

第二十条 認定市町村は、法第十七条の十四第十二項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

- 一 四 (略)

(認定市町村が指定都市等である場合等の読替え)

第二十六条 認定市町村が指定都市又は中核市である場合における第十三条及び第十七条の規定の適用については、第十三条及び第十七条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、第十三条本文中「法第十七条の十四第六項」とあるのは「法第十七条の二十五第一項の規定により読み替えられた法第十七条の十四第六項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第三号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に

掲げる事項に照らして介護保険法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」と、第十七条本文中「法第十七条の第十四第九項」とあるのは「法第十七条の第二十五第一項の規定により読み替えられた法第十七条の第十四第九項」とあるのは「法第十七条の第二十五第一項」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第五号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法百十五条の第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

2 認定市町村が保健所設置市等である場合における第二十条の規定の適用については、同条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、同条本文中「法第十七条の第十四第十二項」とあるのは「法第十七条の第二十五第二項により読み替えられた法第十七条の第十四第十二項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第八号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして旅館業法第三条第二項又は第三項の規定により同条第一項の許可を与えないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

掲げる事項に照らして介護保険法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」と、第十七条本文中「法第十七条の第十四第九項」とあるのは「法第十七条の第二十五第一項の規定により読み替えられた法第十七条の第十四第九項」とあるのは「法第十七条の第二十五第一項」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第五号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法百十五条の第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

2 認定市町村が保健所設置市等である場合における第二十条の規定の適用については、同条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、同条本文中「法第十七条の第十四第十二項」とあるのは「法第十七条の第二十五第二項により読み替えられた法第十七条の第十四第十二項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第八号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして旅館業法第三条第二項又は第三項の規定により同条第一項の許可を与えないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

(医療法人会計基準の一部改正)
第三十八条 医療法人会計基準(平成二十八年厚生労働省令第九十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(事業損益)</p> <p>第十九条 事業損益は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に区分し、本来業務(医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に係る業務をいう)、附帯業務(医療法人が行う法第四十二条各号に掲げる業務をいう)又は収益業務(法第四十二条の二第一項に規定する収益業務をいう。以下同じ。)の事業活動(次条において「事業活動」という)から生ずる収益及び費用を記載して得た各事業損益の額及び各事業損益の合計額を計上するものとする。</p>	<p>(事業損益)</p> <p>第十九条 事業損益は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に区分し、本来業務(医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設に係る業務をいう)、附帯業務(医療法人が行う法第四十二条各号に掲げる業務をいう)又は収益業務(法第四十二条の二第一項に規定する収益業務をいう。以下同じ。)の事業活動(次条において「事業活動」という)から生ずる収益及び費用を記載して得た各事業損益の額及び各事業損益の合計額を計上するものとする。</p>

(介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第三十九条 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年厚生労働省令第四十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 平成二十六年年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者(以下「平成二十六年年度以前修了者」という)については、平成三十一年三月三十一日(平成二十四年度から平成二十六年年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者)にあっては、平成三十二年三月三十一日(平成二十四年度から平成二十六年年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者)にあっては、平成三十二年三月三十一日(平成二十四年度から平成二十六年年度までに主任介護支援専門員更新研修を修了した者)に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなす。</p>	<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 平成二十六年年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者(以下「平成二十六年年度以前修了者」という)に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(この省令による改正後の介護保険法施行規則(以下「新令」という)第四百四十条の六十六第一号イ(3)の規定により、同(3)に規定する修了日から起算して五年を経過することにより、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。)については、同(3)の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日(平成二十四年度から平成二十六年年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者)にあっては、平成三十二年三月三十一日(平成二十四年度から平成二十六年年度までに主任介護支援専門員更新研修を修了した者)に規定する日までの間に修了したものとみなす。</p>

<p>2 前項の規定により介護保険法施行規則第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(同(3)の規定により、同(3)に規定する修了日から起算して五年を経過すること、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。)以外の主任介護支援専門員更新研修については、同(3)に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>2 前項の規定により新令第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同(3)に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。</p> <p>3・4 (略)</p>
--	--

<p>第四十条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>
--	---

<p>第十五条 (略)</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定による看護師等の確保に関する事務(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関する)こと並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。を行う。</p> <p>(認知症施策推進室及び介護保険指導室)</p> <p>第六十六条 (略)</p> <p>2 認知症施策推進室は、介護保険法第五条の二第二項に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 3 8 (略)</p>	<p>第十五条 (略)</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定による看護師等の確保に関する事務(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護老人保健施設の開設者に対する指導及び助言に関する)こと並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。を行う。</p> <p>(認知症施策推進室及び介護保険指導室)</p> <p>第六十六条 (略)</p> <p>2 認知症施策推進室は、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五条の二に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 3 8 (略)</p>
---	---

第四十一条 (法附則第十四条の厚生労働省令で定める要件)
 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(以下「地域包括ケア強化法」という。)附則第十四条の厚生労働省令で定める要件は、病院又は診療所の病床数を減少させて介護医療院(地域包括ケア強化法第一条の規定による改正後の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下この条及び次条において同じ。)を開設した場合において、当該介護医療院の名称中に「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条第一項に規定する地域医療支援病院その他の患者を誤認させるような文字を用いないこととする。

第四十二条 地域包括ケア強化法附則第二十八条の厚生労働省令で定める基準は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、この省令の施行の日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換(当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設(介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下この条において同じ。)又は介護医療院の用に供することをいう。)を行った介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数を、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。

第四十三条 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第二十三条に規定する厚生労働省令で定めるもの等)
 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(以下「整備政令」という。)第二十三条及び同条の規定により読み替えて適用される健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第十三条第一項ただし書の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者(以下この項において「生活介護」という。)及び同条第十項に規定する施設入所支援(次項において「施設入所支援」という。)に係るものに限る。以下「支給決定」という。を受けて指定障害者支援施設(同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。次項及び次条において同じ。)に入所している身体障害者又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項の規定により障害者支援施設(生活介護を行うもの)に限る。以下「障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者とする。

第四十四条 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第二十三条に規定する厚生労働省令で定めるもの等)
 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(以下「整備政令」という。)第二十三条及び同条の規定により読み替えて適用される健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第十三条第一項ただし書の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者(以下この項において「生活介護」という。)及び同条第十項に規定する施設入所支援(次項において「施設入所支援」という。)に係るものに限る。以下「支給決定」という。を受けて指定障害者支援施設(同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。次項及び次条において同じ。)に入所している身体障害者又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項の規定により障害者支援施設(生活介護を行うもの)に限る。以下「障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者とする。

- 2 整備政令第二十三条及び同条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第一項ただし書の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項第一号に規定する救護施設
- 三 障害者支援施設（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）
- 四 指定障害者支援施設（支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）

- 3 整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第一項ただし書の厚生労働省令で定める施設は、前項第一号及び第二号に掲げる施設とする。
- 4 整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第二項第三号の厚生労働省令で定める手続は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる手続とする。

- 一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 支給決定
- 二 生活保護法第三十八条第一項第一号に規定する救護施設 同法第三十条第一項ただし書の措置
- 三 障害者支援施設（知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。） 知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の措置
- 四 指定障害者支援施設（支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。） 支給決定

- 5 前項第二号の規定は、都道府県知事が同号の措置を講ずる場合には、適用しない。この場合において、整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第二項第三号に規定する最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村は、生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所している者に係る入所前の居住地又は現在地の市町村とする。
- （適用除外とされた者に係る住所特例の適用に関する読替え）

第四十四条 当分の間、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十一条第一項の規定により介護保険の被保険者としなざることとされた者（支給決定を受けて指定障害者支援施設に入所している者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者支援施設に入所している者のうち前条第一項で定めるものその他特別の理由がある者で前条第二項で定めるものに限る。）であつた介護保険の被保険者に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法施行規則第二十五条の規定の適用については、同条中「法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき」とあるのは「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号。以下「整備政令」という。）第十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき」と、「法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至った年月日」とあるのは「整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至った年月日」と、「法第十三条第一項本文又は第二項」とあるのは「整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項本文又は第二項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則（以下この条及び次条において「旧施行規則」という。）第九条の二第五項に規定する居宅療養管理指導については、旧施行規則第九条、第九条の二及び第一百八条第一項第五号の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

（看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる旧施行規則第二十二條の九第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導については、旧施行規則第二十二條の八、第二十二條の九及び第四百四十條の七第一項第五号の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

（条例の制定に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、地域包括ケア強化法附則第二十八条の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、第四十二条に規定する基準は、当該都道府県が地域包括ケア強化法附則第二十八条の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

（様式に関する経過措置）

第五条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。